

宝塚市延長保育申込書

令和 年 月 日

(あて先) 保育所(園)長

(保護者)

住所 宝塚市 _____

氏名 _____

宝塚市延長保育実施要綱の規定による延長保育を次のとおり申し込みます。

児童名	①	②	③
父	(勤務地)		
	(勤務先)		
	(勤務時間)	平日 時 分から 時 分まで	土曜日 時 分から 時 分まで
	(保育所から勤務地までの所要時間) 時間 分		
母	(勤務地)		
	(勤務先)		
	(勤務時間)	平日 時 分から 時 分まで	土曜日 時 分から 時 分まで
	(保育所から勤務地までの所要時間) 時間 分		
(申込み理由)			
(延長保育希望期間) 令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
延長 保育 希望 時間	保育標準時間	平日	___時 ___分から ___時 ___分まで
		土曜日	___時 ___分から ___時 ___分まで
	保育短時間	平日	___時 ___分から ___時 ___分まで
		土曜日	___時 ___分から ___時 ___分まで
保育標準時間の延長保育： 18時16分から19時00分(※)の間で必要な時間、保育を行います。 保育短時間の延長保育： 7時00分から8時29分、16時31分から19時00分(※)の間で必要な時間、保育を行います。 ※ なかよし保育園、山本南保育園、野上あゆみ保育園、はなみずき保育園、宝塚さくらんぼ保育園、宝塚さくらんぼ保育園分園、宝山保育園、宝塚じあい保育園、仁川ウエル保育園、宝塚COCORO保育園、川面ちどり保育園、はなみずき保育園分園、クリア・サン保育園、宝塚仏光保育園では、2.0時00分まで実施しています。			

宝塚市延長保育停止・取消通知書

(保護者)

様

() 保育所(園)長

印

令和 年 月 日付で延長保育を承諾した次の児童について、下記のとおり決定したのでお知らせします。

(延長保育の承諾を受けた児童)

児童名

児童名

児童名

(生年月日 H・R)

(生年月日 H・R)

(生年月日 H・R)

1 決定事項

- 延長保育の停止 令和 年 月 から 令和 年 月の間
- 延長保育の取消 令和 年 月 から

2 延長保育の(□停止・□取消)の決定理由

- 申込みに基づくため
- その他の理由

- ・停止 延長保育の一時的な利用停止です。
延長保育の必要のない期間については、1カ月単位で予め(前月の20日までに)停止の申込みをすることができます。この場合は、延長保育を再開する手続きは不要です。停止期間は延長保育料はかかりません。
- ・取消 延長保育の中止、利用の取り下げです。
延長保育の必要がなくなるときは、予め(前月の20日までに)取消の申込みをすることができます。また、児童の健康状態等によっては延長保育を取り消すことがあります。

- 保育事業課 階層() 標準時間・短時間
- 処理欄 延長料変更 有・無 データ入力 (/)
- 納付書払い・口座振替 入力チェック (/)
- 決定通知 要・不要